

令和2年矢巾町議会定例会12月会議議事日程

令和2年12月1日（火）

午前10時 開 議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会議期間の決定
- 第3. 議案第87号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第4. 議案第88号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第5. 議案第89号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6. 議案第90号 矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例について
- 第7. 議案第91号 矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 第8. 議案第92号 矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 第9. 議案第93号 矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第10. 議案第94号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第11. 議案第95号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第12. 議案第96号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第13. 議案第97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

- 第14. 議案第98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
について
- 第15. 議案第99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて
- 第16. 議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について
- 第17. 議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

議 案 目 次

令和2年矢巾町議会定例会12月会議

1. 議案第87号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
2. 議案第88号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
3. 議案第89号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第90号 矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例について
5. 議案第91号 矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
6. 議案第92号 矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について
7. 議案第93号 矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
8. 議案第94号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
9. 議案第95号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
10. 議案第96号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
11. 議案第97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について
12. 議案第98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
13. 議案第99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

14. 議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について
15. 議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第 87 号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 2 年 12 月 1 日 提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部改正)

第1条 矢巾町町税外歳入等徴収条例(昭和42年矢巾町条例第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> | <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> |
| <p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。</p> | |

(盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する条例(昭和59年矢巾町条例第14号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 当分の間、第14条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した</u></p> | <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 当分の間、第14条に規定する延滞金の<u>年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合を</u></p> |

割合をいう。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

いう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

（矢巾町介護保険条例の一部改正）

第3条 矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>附 則 （延滞金に関する経過措置）</p> <p>第7条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては<u>年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）</u>とする。</p> | <p>附 則 （延滞金に関する経過措置）</p> <p>第7条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）</u>とする。</p> |
| 備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。 | |

(矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 矢巾町後期高齢者医療に関する条例(平成20年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条例において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p> | <p>附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p> |
| 備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。 | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第1条の規定による矢巾町町税外歳入等徴収条例の規定、第2条の規定による盛岡広域都市計画下水道事業矢巾公共下水道受益者負担に関する条例の規定、第3条の規定による矢巾町介護保険条例の規定及び第4条の規定による矢巾町後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 8 8 号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年12月 1 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> | <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数</p> |

ア～カ 〔略〕

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 〔略〕

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 〔略〕

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第18条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第134条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年

に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 〔略〕

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 〔略〕

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 〔略〕

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第18条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第134条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3

金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の矢巾町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 89 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年矢巾町条例第9号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日提出

矢巾町長 高橋昌造

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年矢巾町条例第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(普通財産の交換)</p> <p>第2条 普通財産は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(物品の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第6条 物品は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> | <p>(普通財産の交換)</p> <p>第2条 普通財産は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) その他公益上特に必要と認めるとき。</u></p> <p><u>(準用規定)</u></p> <p>第4条の2 <u>前条の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。</u></p> <p>(物品の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第6条 物品は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> |

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例について

矢巾町町税外歳入等徴収条例（昭和42年矢巾町条例第8号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例

矢巾町町税外歳入等徴収条例（昭和42年矢巾町条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(督促) 第2条 [略] 2 前項の督促状に指定すべき納入期限は、その発布の日から<u>15日以内</u>とする。</p> <p>(延滞金) 第4条 納入金の納入について督促を受けた者が、督促状の指定期限までに、納入金を完納しない場合においては、当該未納金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（<u>督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間</u>については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に<u>10円未満</u>の端数があるとき、又はその全額が<u>10円未満</u>であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てる。</p> <p>[新設] 2 町長は、納入金を納期限までに納入しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めるときは、<u>前項</u>の規定による延滞金を減免することができる。</p> | <p>(督促) 第2条 [略] 2 前項の督促状に指定すべき納入期限は、その発布の日から<u>10日以内</u>とする。</p> <p>(延滞金) 第4条 納入金の納入について督促を受けた者が、督促状の指定期限までに、納入金を完納しない場合においては、当該未納金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（<u>当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</u>については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に<u>100円未満</u>の端数があるとき、又はその全額が<u>100円未満</u>であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てる。</p> <p>2 <u>延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>3 町長は、納入金を納期限までに納入しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めるときは、<u>第1項</u>の規定による延滞金を減免することができる。</p> |
| <p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p> | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の矢巾町町税外歳入等徴収条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する督促及び延滞金に

ついて適用し、同日前の期間に対応する督促及び延滞金については、なお従前の例による。

議案第91号

矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号）等の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(矢巾町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 矢巾町水道事業給水条例(平成9年矢巾町条例第36号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(督促及び督促手数料)</p> <p>第33条 料金、手数料その他納付金を、納入すべき水道使用者等が、指定期限内に完納しない場合においては、事業管理者は指定期限後20日以内に督促状を発するものとする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項の督促状を発した場合の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</p> | <p>(督促及び督促手数料)</p> <p>第33条 料金、手数料その他納付金を納入すべき水道使用者等が指定期限内に完納しない場合においては、事業管理者は指定期限後20日以内に督促状を発するものとする。</p> <p>2 前項の督促状に指定すべき納入期限は、その発布の日から10日以内とする。</p> <p>3 第1項の督促状を発した場合の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</p> |
| <p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p> | |

(矢巾町公共下水道条例の一部改正)

第2条 矢巾町公共下水道条例(平成12年矢巾町条例第31号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(督促及び督促手数料)</p> <p>第31条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 前項の督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においてはこの限りでない。</p> | <p>(督促及び督促手数料)</p> <p>第31条 〔略〕</p> <p>2 前項の督促状に指定すべき納入期限は、その発布の日から10日以内とする。</p> <p>3 第1項の督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においてはこの限りでない。</p> |
| <p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p> | |

(矢巾町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 矢巾町農業集落排水処理施設条例(平成19年矢巾町条例第17号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(督促及び督促手数料)</p> <p>第17条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> | <p>(督促及び督促手数料)</p> <p>第17条 〔略〕</p> <p>2 前項の督促状に指定すべき納入期限は、その発布の日から10日以内とする。</p> |

2 前項の督促状を発した場合の督促手数料は、1通につき100円とする。

3 第1項の督促状を発した場合の督促手数料は、1通につき100円とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第 9 2 号

矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について

矢巾町奨学金貸付基金条例（平成20年矢巾町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年12月 1 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例

矢巾町奨学金貸付基金条例（平成20年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>矢巾町奨学金貸付基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学金を貸付けすることにより修学の機会を確保し、もって人材を育成するため、矢巾町奨学金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（貸付対象）</p> <p>第5条 この奨学金は、<u>矢巾町に住所を有する者の子弟であって、高等学校、大学等に在学し、品行方正、学業優秀かつ心身とも健全で、なお学資の支弁が困難と認められる者（以下「奨学生」という。）に対し、貸し付けるものとする。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>（申請）</p> | <p style="text-align: center;"><u>矢巾町奨学金基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学金を<u>貸付け又は給付することにより</u>修学の機会を確保し、もって人材を育成するため、矢巾町奨学金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>（奨学金の種類）</u></p> <p>第4条の2 <u>奨学金の種類は、一般奨学金及び特別奨学金とする。</u></p> <p>2 <u>一般奨学金の貸付け又は特別奨学金の給付は、それぞれ同時に受けることができない。</u></p> <p>（資格）</p> <p>第5条 <u>一般奨学金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</u></p> <p>（1）<u>矢巾町に住所を有する者の子又は親権に服する者</u></p> <p>（2）<u>学業優秀な者</u></p> <p>（3）<u>学資の支弁が困難と認められる者</u></p> <p>（4）<u>品行方正で心身とも健全な者</u></p> <p>（5）<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校若しくは専修学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する公共職業能力開発施設に在籍する者</u></p> <p>2 <u>特別奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</u></p> <p>（1）<u>前項各号に該当する者</u></p> <p>（2）<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者又はこれに準ずる程度に生活に困窮している者の子又は親権に服する者</u></p> <p>（申請）</p> |

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより奨学金貸与申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の奨学金貸与申請書は、連帯保証人2人が連署したものでなければならない。

3 [略]

(貸付けの決定)

第7条 奨学金の貸付けは、矢巾町奨学生選考委員会が選考した者のうちから町長が決定する。

(貸付方法)

第9条 奨学金を貸付けする期間は、正規の修業年限以内の期間とする。

2 奨学金は、毎月奨学生に貸し付けるものとする。ただし、貸付当初の月においては、この限りでない。

(貸付けの廃止)

第10条 奨学生が次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の貸付けを廃止する。

(1) [略]

(2) 奨学金の貸付けを辞退したとき

(3) [略]

[新設]

(4) 前3号に掲げる場合のほか、奨学生として適当でないときと認められたとき。

(貸付けの休止)

第11条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金の貸付けを休止する。
(返還)

第12条 奨学金の返還は、貸付期間が満了した月の翌月から、規則で定める期間内に、返還計画に基づいて返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず奨学金の返還は、その全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

第6条 奨学金の貸付け又は給付を受けようとする者は、別に定めるところにより申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、連帯保証人2人が連署したものでなければならない。ただし、給付の申請の場合は、この限りでない。

3 [略]

(奨学生の決定)

第7条 奨学生(奨学金の貸付け又は給付を受ける者をいう。以下同じ。)の決定は、矢巾町奨学生選考委員会が選考した者のうちから町長が決定する。

(貸付け又は給付の方法)

第9条 奨学金を貸付け又は給付する期間は、正規の修業年限以内の期間とする。

2 奨学金は、毎月奨学生に貸付け又は給付するものとする。ただし、貸付け又は給付する最初の月においては、この限りでない。

(貸付け又は給付の停止等)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の貸付け又は給付を停止し、又は奨学生の決定を取消しする。

(1) [略]

(2) 奨学金の貸付け又は給付を辞退したとき

(3) [略]

(4) 奨学生が休学したとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、奨学生として適当でないときと認められたとき。

[削除]

(返還)

第11条 一般奨学金の返還は、貸付期間が満了した月の翌々月から、規則で定める期間内に、返還計画に基づいて返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず一般奨学金の返還は、その全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

| | |
|--|--|
| <p>(返還の猶予) <u>第13条</u> 奨学生が疾病、傷病その他やむを得ない理由により、<u>奨学金</u>の返還が困難と認められるときは、その返還を猶予することができる。</p> <p>(返還の免除) <u>第14条</u> 奨学生が死亡し、又は疾病、傷病その他やむを得ない理由により、<u>奨学金</u>の返還が困難であると認められるときは、<u>奨学金</u>の返還未済額の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> | <p>(返還の猶予) <u>第12条</u> 奨学生が疾病、傷病その他やむを得ない理由により、<u>一般奨学金</u>の返還が困難と認められるときは、その返還を猶予することができる。</p> <p>(返還の免除) <u>第13条</u> 奨学生が死亡し、又は疾病、傷病その他やむを得ない理由により、<u>一般奨学金</u>の返還が困難であると認められるときは、<u>一般奨学金</u>の返還未済額の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> |
| <p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p> | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の矢巾町奨学金貸付基金条例の規定による奨学金の貸付けについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 奨学生の募集に必要な行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

議案第93号

矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る
指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理
者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に
より、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称
紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会
会長 藤原 義一
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年12月1日提出

矢巾町長 高橋 昌造

議案第94号

矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を
求めることについて

矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾町立矢巾東児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称
紫波郡矢巾町大字西徳田第4地割1番地54
特定非営利活動法人矢巾ゆりかご
理事長 半 澤 久 枝
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年12月1日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第95号

矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾斎苑
- 2 指定管理者となる団体の名称
紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割91番地
株式会社JAシンセラ
代表取締役 浅 沼 清 一
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年12月1日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第96号

矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾町活動交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割453番地
矢幅駅前開発株式会社
代表取締役 生内英悦
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年12月1日提出

矢巾町長 高橋昌造